

広資料第107号
令和5年10月2日
健康福祉部障害福祉課
市民情報提供資料

「地域生活支援拠点等に関する協定」の締結について

このことについて、社会福祉法人あすはの会と令和5年10月1日付けで別紙の内容で「地域生活支援拠点等に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

地域生活支援拠点等に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人あすはの会福生第二学園・ハーモニーむらやま（以下「乙」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条の規定により主務大臣が定める基本指針に基づき地域生活支援拠点等について、次のとおり協定を締結する。

（実施内容）

第1条 乙は、地域生活支援拠点等のうち、次の機能を担うものとする。この場合において、乙は、設備、人員体制、対応時間等の実情に応じた範囲で可能な限りの支援等を行うものとする。

- (1) 緊急時の受け入れ・対応
- (2) 体験の機会・場

（支払）

第2条 乙は、地域生活支援拠点等の利用に係る費用について、法第29条第3項の主務大臣が定める基準により算定した費用の額のほか、実費を利用者に請求できるものとする。この場合において、乙は、過重な負担とならないよう配慮するとともに、事前に利用者に説明するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（個人情報の取扱い）

第4条 乙は、地域生活支援拠点等の利用者に係る個人情報の保護に万全を期するものとし、事業の遂行上知り得た秘密事項及び個人情報を漏らしてはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年10月1日

甲 武蔵村山市
上記代表者

武蔵村山市長 山崎 泰



乙 所在地 福生市熊川1600-2
法人名称 社会福祉法人あすはの会
代表者氏名 理事長 米山 岳

